

死亡届提出に伴う手続について

- ◇ ご家族がお亡くなりになられたときに、市役所などで必要となるおもな手続のご案内です。
- ◇ 状況によって必要書類や手続が異なる場合があります。詳細については、担当窓口にお問い合わせください。



平成31年4月1日 現在

分類	手続・対象・時期等		市役所の窓口	手続に必要なもの
印鑑・住民登録	個人番号カード を持っていた方	個人番号カードの返還	市民課 4番窓口	<input type="checkbox"/> 個人番号カード
	印鑑登録証 を持っていた方	印鑑登録証の返還		<input type="checkbox"/> 印鑑登録証
	住民基本台帳カード を持っていた方	住民基本台帳カードの返還		<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード
	中長期在留者(外国人) の方	在留カードの返納 (死亡日から14日以内)		大阪入国管理局へ持参するか、東京入国管理局お台場分室へ送付してください。 詳しくは、窓口でお尋ねください。
	特別永住者(外国人) の方	特別永住者証明書の返納 (死亡日から14日以内)		
国民年金	国民年金 に加入していた方	死亡一時金の請求 寡婦年金の請求 遺族基礎年金の請求	市民課 3番窓口	内容や請求者によって必要書類や手続き及び提出先が異なりますので、窓口でお尋ねください。
	国民年金(老齢基礎年金・遺族基礎年金・障害基礎年金)を受給していた方	年金受給者死亡届 未支給年金の請求		
国民健康保険	寝屋川市国民健康保険 に加入していた方	国民健康保険被保険者証 の返還 (死亡日から14日以内)	保険事業室 3番窓口	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 死亡を証明するもの ※1
		葬祭費の申請 (葬祭の日の翌日から2年以内)	保険事業室 2番窓口	<input type="checkbox"/> 申請者の印鑑 <input type="checkbox"/> 葬祭を行ったこと及び葬祭を行った者が確認できるもの(『葬祭の葬儀領収書』) ※ コピー可 <input type="checkbox"/> 葬祭を行った者名義の銀行等の口座番号の控え
高齢者	後期高齢者医療 に加入していた方	後期高齢者医療被保険者証 の返還(死亡届提出後)	保険事業室 6番窓口	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証
		葬祭費の申請 (葬祭の日の翌日から2年以内)		<input type="checkbox"/> 申請者の印鑑 <input type="checkbox"/> 死亡を証明するもの ※1 <input type="checkbox"/> 葬儀の領収書(原本) ※ 返却希望の場合はコピーも必要 ※ 喪主氏名(フルネーム)の記載があるもの <input type="checkbox"/> 喪主名義の銀行等の口座番号の控え
	老人医療証 を持っていた方	老人医療証の返還	保険事業室 保健福祉セク-2階	<input type="checkbox"/> 老人医療証
介護保険	介護保険被保険者証 を持っていた方	介護保険証の返還	高齢介護室 池の里市民交流 セク-体育館棟1階 または 市民課8番窓口	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 届出者の印鑑 ※ 介護保険料の還付・高額介護サービス費等の手続きがありますので、高齢介護室(認定担当)までご連絡ください。
	要介護認定の申請中 であった方	要介護認定申請取り下げ の申請	高齢介護室 池の里市民交流 セク-体育館棟1階	サービスの利用状況により手続きが異なりますので、高齢介護室(認定担当)までご連絡ください。
子ども関係	子ども医療証、ひとり親家庭医療証を持っていた方	子ども医療証、ひとり親家庭医療証の返還	保険事業室 保健福祉セク-2階	<input type="checkbox"/> 子ども医療証(またはひとり親家庭医療証)
	母子又は父子世帯 になった方 ※2	ひとり親家庭医療助成の申請		<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 申請者の印鑑 <input type="checkbox"/> 所得証明書(転入者のみ) ※2 ※後日、遺族年金証書等の提出が必要です。
		児童扶養手当の申請	子どもを守る課 保健福祉セク-2階	状況によって必要書類や手続きが異なりますので、窓口でお尋ねください。
	児童扶養手当 を受けていた方	児童扶養手当の資格喪失届・新受給者の申請等	子どもを守る課 保健福祉セク-2階 または 市民課8番窓口	<input type="checkbox"/> 請求者の印鑑 <input type="checkbox"/> 請求者名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の健康保険証 ※ 別途必要な書類を案内する場合があります。
児童手当 を受けていた方	新受給者による請求手続き、未払い手当の請求 ※ さかのぼっての支払いはありません。お早めにご手続きを。			

分類	手続・対象・時期等		市役所の窓口	手続に必要なもの
子ども関係 (続き)	交通事故により親等を失った義務教育課程終了前の児童・胎児を養育することになった方	交通遺児激励金の申請 (申請期間は事故発生日から5年以内) ※ 申請のあった日の属する日から支給	市民課 8番窓口	<input type="checkbox"/> 申請者の印鑑 <input type="checkbox"/> 住民票(世帯全員・続柄入り) <input type="checkbox"/> 交通事故証明書又は交通事故が認定できる書類 <input type="checkbox"/> 死亡診断書又は死体検案書 <input type="checkbox"/> 銀行等の口座番号の控え ※ 状況によって必要書類等が異なりますので、窓口でお尋ねください。
障害者手帳等関係	身体障害者手帳を持っていた方	身体障害者手帳の返還の届出及び手帳の返還	障害福祉課 保健福祉セク-2階	<input type="checkbox"/> 身体障害手帳 <input type="checkbox"/> 届出者の印鑑
	療育手帳を持っていた方	療育手帳の返還の届出及び手帳の返還		<input type="checkbox"/> 療育手帳
	精神障害者保健福祉手帳を持っていた方	精神障害者保健福祉手帳の返還の届出及び手帳の返還		<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 届出者の印鑑
	身体及び知的障害者医療証を持っていた方	身体及び知的障害者医療証の返還	保険事業室 保健福祉セク-2階	<input type="checkbox"/> 身体及び知的障害者医療証
障害者手当関係	障害児福祉手当又は特別障害者手当を受給されていた方	資格喪失の届出	障害福祉課 保健福祉セク-2階	<input type="checkbox"/> 届出者の印鑑 ※未払いがある場合、同居親族の銀行等の口座番号がわかるもの。
	大阪府重度障がい者在宅生活応援制度を受給されていた方及び重度障がい者	資格喪失の届出		<input type="checkbox"/> 届出者の印鑑 ※状況により、必要書類等が異なります。詳しくはお尋ねください。
原付バイク等	125cc以下のバイク等を所有していた方	バイクの名義変更や廃車を所有していた方	市民税課 (軽自動車税担当)	状況によって手続き等が異なりますので、窓口でお尋ねください。
市税	市民税・府民税の納税義務者が亡くなれば相続された方	相続人代表者の届出	市民税課 (個人市民税担当)	<input type="checkbox"/> 市民税・府民税の相続人代表者届出書 <input type="checkbox"/> 相続人の本人を確認できる物 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑
	市税に未納がある方	市府民税・固定資産税及び軽自動車税等の納付	納税課	内容によって手続き等が異なりますので、窓口でお尋ねください。
	口座振替で納付していた方	口座振替の廃止・変更		
	固定資産税・都市計画税の納税義務者が亡くなれば、相続された方	相続人代表者の届出	固定資産税課	<input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税の相続人代表者届(市ホームページからダウンロードできます) <input type="checkbox"/> 届出者の印鑑
未登記家屋の所有者の変更		<input type="checkbox"/> 固定資産(家屋)所有者変更届(市ホームページからダウンロードできます) <input type="checkbox"/> 届出者の印鑑		
その他		納税通知書の送付先の変更や、共有している固定資産の納税義務者の代表者変更など、届出が必要な場合がありますので、窓口でお尋ねください。		

寝屋川市役所 電話番号 072-824-1181 (代表)

分類	手続・対象・時期等		市役所の窓口	手続に必要なもの
農地関係	農地を相続された方	農地法第3条の3第1項の規定による届出 (死亡日から10か月以内)	農業委員会 事務局	□農地法第3条の3第1項の規定による届出書
市民葬儀	市民葬儀を利用したい方で ・寝屋川市民の方 ・寝屋川市民であった死亡者の葬儀を行う親族等	市民葬儀の利用申込 (死亡届提出後) ※ 寝屋川市民葬儀とは、市が葬儀規格と料金(各種プラン・オプションがあります。)を規定し、その内容に沿って市が指定した葬儀業者と利用者との間で執り行われる葬儀です。	市民課 8番窓口	□死体火葬許可証 □利用申込者の印鑑 ※ 料金等の詳細は、窓口にお問い合わせください。
墓地・納骨堂	寝屋川市公園墓地及び納骨堂の使用者の方	墓地・納骨壇の承継(名義変更)	市民課 8番窓口	□使用許可証 □承継者の印鑑 □使用者の死亡を確認できるもの ※3 □使用者と承継者の続柄がわかる戸籍 □他の相続権を有する方全員の同意書 □名義書換手数料(1,000円)
	新たに納骨壇及び合葬室を利用したい方で ・寝屋川市民(1年以上)の方(納骨壇) ・寝屋川市民の方または寝屋川市民であった死亡者の遺骨を納める方(合葬室)	納骨壇(随時募集)及び合葬室の利用申込 ※ 年1回、定期募集(納骨壇)も行っています。		□申込者の印鑑 □申込者の住民票(本籍地入り) ※ 定期募集の時期や料金等の詳細については、窓口にお問い合わせください。

※1 死体火葬許可証または死亡診断書。不要な場合もありますので、お問い合わせください。

※2 申請日によって必要な年度が違いますのでお問い合わせください。

※3 死体火葬許可証、死亡診断書など。不要な場合もありますので、お問い合わせください。

寝屋川市役所 電話番号 072-824-1181 (代表)

市役所以外での おもな手続

分類	手続・対象・時期等		手続に必要なもの(問い合わせ先)
厚生年金 共済年金	厚生年金・遺族(厚生)年金、共済年金を受給していた方	年金受給者死亡届、未支給年金の請求	枚方年金事務所(072-846-5011)または各共済組合にお問い合わせください。
各種健康保険	企業や団体の健康保険組合に加入していた方	埋葬料等の請求	加入していた健康保険組合にお問い合わせください。
自動車等	125cc 超のバイク、自動車(大阪ナンバー)を所有していた方	バイク、自動車の名義変更や廃車	大阪運輸支局(050-5540-2058)にお問い合わせください。
軽自動車	軽自動車(大阪ナンバー)を所有していた方	軽自動車の名義変更や廃車	軽自動車検査協会高槻支所(050-3816-1841)にお問合せください。
所得税	自営業または年収2千万円以上の給与所得者が亡くなられた場合	所得税の準確定申告・納税(死亡日から4か月以内)	勤務先 または 枚方税務署(072-844-9521)にお問い合わせください。
相続税	基礎控除額を上回る財産を相続する場合	相続税の申告・納税(死亡日の翌日から10か月以内)	枚方税務署(072-844-9521)にお問い合わせください。
不動産登記	不動産登記を変更する場合	登記簿の名義人等の変更	大阪法務局枚方出張所(072-841-2524)にお問い合わせください。(※要予約)